



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年1月23日火曜日 第2943号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	（健康増進課）.....	31
地籍調査の成果の認証.....	（農政課）.....	31
愛媛県防除実施基準の変更.....	（森林整備課）.....	32
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更.....	（ " ）.....	32
加入区の設定（養殖共済）.....	（漁政課）.....	32
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	（水産課）.....	32
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	（都市計画課）.....	32
建築士の処分.....	（建築住宅課）.....	32
道路の区域変更（一般国道494号）.....	（中予地方局久万高原土木事務所）.....	32
道路の区域変更（県道美川松山線）.....	（ " ）.....	33
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	（南予地方局農村整備課）.....	33
道路の区域変更（県道長浜中村線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）.....	33
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）.....	33

告 示

○愛媛県告示第72号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年1月23日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
Dクリニック	今治市南大門町二丁目1番地21	医療法人Dクリニック	精神通院医療	平成29年12月1日
三番町SAKURA薬局	松山市三番町一丁目7番地4 V Tビル2階	有限会社蝶野	精神通院医療（薬局）	平成30年1月1日
レデイ薬局問屋町店	松山市問屋町2番4号	株式会社レデイ薬局	精神通院医療（薬局）	平成30年1月16日

○愛媛県告示第73号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年1月23日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社オールケア24	松山市福音寺町223番地5	訪問看護オール24	松山市松末一丁目2番1号	精神通院医療	平成30年1月1日

○愛媛県告示第74号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年1月23日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
四国中央市	富郷町津根山の 一部	平成24年度から 平成27年度まで	四国中央市（富郷 町津根山1）の地 籍図及び地籍簿
上島町	魚島一番耕地の 一部	平成24年度から 平成27年度まで	上島町（魚島一番 耕地の一部）の地 籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成30年 1月23日

○愛媛県告示第75号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定に基づき、平成24年3月27日に定めた愛媛県防除実施基準の一部を変更した。

変更後の愛媛県防除実施基準に係る図書は、愛媛県農林水産部森林局森林整備課並びに各地方局産業経済部森林林業課及び支局森林林業課並びに東予地方局産業経済部森林林業課四国中央駐在、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課並びに南予地方局産業経済部森林林業課愛南駐在及び八幡浜支局森林林業課大洲駐在において縦覧に供する。

平成30年 1月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第76号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定に基づき平成24年3月27日に指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の一部を変更した。

変更後の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域に係る図書は、愛媛県農林水産部森林局森林整備課並びに各地方局産業経済部森林林業課及び支局森林林業課並びに東予地方局産業経済部森林林業課四国中央駐在、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課並びに南予地方局産業経済部森林林業課愛南駐在及び八幡浜支局森林林業課大洲駐在において縦覧に供する。

平成30年 1月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第77号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成30年 1月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 かき養殖業

加入区の名 称	区 域
燧灘第11加入区	燧特区第104号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

○愛媛県告示第78号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成30年 1月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成30年 1月23日から 2月5日まで

○愛媛県告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年 1月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第80号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定により、次のとおり建築士の処分を行った。

平成30年 1月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 処分をした年月日

平成30年 1月16日

2 処分を受けた建築士

(1) 氏名

高月 盛雄

(2) 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

(3) 登録番号

愛媛県知事登録第6745号

3 処分の内容

1か月間の業務停止（平成30年2月1日から平成30年2月28日の間）

4 処分の原因となった事実

建築士法（昭和25年法律第201号）第23条第1項で規定する建築士事務所登録を受けていないにも関わらず設計及び工事監理を業として行っており、この行為は建築士法第23条の10第1項に違反している。このことは建築士法第10条第1項第1号に該当する。

平成30年 1月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町東川1513番 1 地先から 同町東川1502番 2 まで	旧	メートル 3 9 ~ 14 5	キロメートル 0 245	
		上浮穴郡久万高原町東川1513番 1 地先から 同町東川1502番 1 まで	新	4 0 ~ 62 9	0 213	

○愛媛県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町有枝1144番地先から 同町有枝1167番地先まで	旧	メートル 5 0 ~ 16 5	キロメートル 0 310	
		上浮穴郡久万高原町有枝1145番から 同町有枝1170番まで	新	8 0 ~ 28 3	0 310	

○愛媛県告示第83号

津島町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理計画）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年 1月23日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 津島町土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- (2) 津島町土地改良区定款

2 縦覧期間

平成30年 1月24日から 2月21日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所津島支所

○愛媛県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒甲1837番18から 同町下須戒甲1873番地先まで	旧	メートル 7 7 ~ 25 6 7 7 ~ 25 6	キロメートル 0 318 0 318	
			新	7 7 ~ 21 5	0 318	

○愛媛県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒甲1837番18から 同町下須戒甲1873番地先まで	平成30年 1月23日